

別表 就学校変更基準（第2条，第5条，第6条関係）

変 更 要 件	書 類	期 間
1 転居の場合（学年途中）	申 立 書	適当と認められる期間
2 1年以内に予定する転居予定地の学校への学年，学期当初からの転校を希望する場合	申 立 書 転居予定を確認できる書類（土地・建物売買契約書等）	適当と認められる期間
3 1年以内に予定する住宅の建て替え等による一時的な転居	申 立 書 一時的な転居を確認できる書類（賃貸契約書等）	適当と認められる期間
4 公共事業による移転等	申 立 書	申出期間まで
5 災害等による一時的な転居	申 立 書	適当と認められる期間
6 父母の勤務場所や自営業地等の指定校に就学を希望する場合	申 立 書 父母の就労証明書または自営地の証明できるもの	学年末まで
7 父母の就労により養育する祖父母宅等の住所地指定校に就学を希望する場合	申 立 書 父母の就労証明書	学年末まで
8 実際の生活拠点のある住所地指定校への就学	申 立 書 居住を証明できる書類	学年末まで
9 住民登録以外の学区の町内会に加入するなど希望学区の地区活動に密接な関係にある場合	申 立 書 町内会の加入証明等	申出期間まで
10 指定校に対応する特別支援学級が無い場合や心身上の理由による就学への配慮が必要な場合	申 立 書	申出期間まで
11 いじめ・不登校の解消のために転校を希望する場合	申 立 書	申出期間まで
12 学校区の変更前指定校への就学	申 立 書	申出期間まで
13 学校区の変更に伴い指定校が別になってしまった兄弟姉妹が就学する学校への就学	申 立 書	申出期間まで
14 指定校である中学校に希望する部活動が無い，または大会に参加できる状況に無い場合の希望する部のある隣接する学区の中学への転校	申 立 書 入部希望届	適当と認められる期間
15 児童生徒の保護を要すると思われる逃避等の場合	申 立 書	適当と認められる期間
16 その他教育委員会が妥当と認める場合	申 立 書 委員会が求める書類	適当と認められる期間

注意 1) 上記に定めるほか書類のほか必要に応じ，証明するものの提示，提出を求める場合がある。

2) 区域外就学については，変更要件の9，10，12，13，14については，適用しない。